

トピックス

平成 13 年度植物防疫関係主要事業概算要求について

農林水産省農産園芸局植物防疫課 お 尾 むろ よし のり
室 義 典

平成 13 年度の植物防疫・農薬対策予算は、ほかの農林水産関係の予算とともに、年度当初よりその内容の検討が進められてきたが、このほど概算要求が取りまとめられた。

平成 13 年度概算要求においては、本年 3 月に策定された食料・農業・農村基本計画を推進することを軸に、昨年 7 月に公布された食料・農業・農村基本法の理念の実現を目指して各種事業が要求されているところである。植物防疫・農薬対策としても、①よりの確かつ環境にも配慮した病虫害防除を実施するための発生予察とこれに基づく総合的病虫害管理の一層の推進を図るとともに、使用残農薬の適正処理技術等の開発を推進し農業の自然循環機能の維持増進に資すること、②野生鳥獣による農作物被害の防止技術の実証等を行うことにより、近年、増加傾向が強く指摘され、特に中山間地域においては深刻な問題となっている鳥獣害の軽減を図ること、③農薬の安全性確認の際に用いる、内分泌かく乱物資のスクリーニング技術の開発、農薬の安全使用等を推進することにより、食品の安全性の確保を図ること等に取り組むこととしたところである。

なお、植物防疫事業交付金については、財政構造改革法における制度的補助金に位置づけられており、見直しに関する検討を行った結果、平成 11～13 年度の 3 年間で 5%削減を行うこととしており、平成 13 年度については、対前年度比 1.5%減の 9 億 4 千万円を要求することとなった。

(主要新規・拡充事業の紹介)

◎発生予察総合推進事業（組替新規）

近年、農作物栽培体系の変化等に起因して、従来大きな被害が見られなかった有害動植物がまん延し、イネおよびムギの作柄の低下、果実の大量落下等の被害、新規発生病害虫によるウイルス病の伝搬が報告されている。このため、有害動植物の重要性について再評価を行い、国の発生予察事業の対象である、「指定有害動植物」を大幅に見直すこととして、平成 12 年 4 月に植物防疫法施行規則を改正したところである。

この結果を踏まえ、今後、指定有害動植物のまん延および被害の防止を図り、「食料・農業・農村基本計画」を踏まえたイネの安定生産の確保、ムギおよびダイズの

表-1 平成 13 年度植物防疫関係主要事業概算要求・要望総括表

(単位：百万円)	
区 分	13 年度要求 ・ 要望額
1. 発生予察総合推進事業（組替新規）	173
2. 植物防疫情報総合ネットワーク構築事業（拡充）	78
3. 奄美郡島等特殊病虫害特別防除事業（組替）	125
4. 総合的病虫害管理推進事業	344
5. 重要病虫害発生予察事業	130
6. 農林水産航空技術安全・効率化対策推進事業	79
7. 効率的輸出検疫条件整備事業	20
8. 特定重要病虫害特別防除対策事業	17
9. 植物防疫事業交付金	943
10. 特殊病虫害緊急防除事業	36
11. 農薬環境負荷低減処理技術等開発事業	600*

* は要望額

自給率向上を図っていくためには、従来防除の対象としていなかった休耕地、放任園等の発生源も対象とした防除対策を病害虫防除所において確立し、発生予察事業に伴う警報、注意報等において具体的な防除対策を明示することで、よりの確かな防除を実施することが必要である。

このため、発生予察事業の基本である同定診断等を行う支援事業に加え、近年問題となっている斑点米カメムシ類等を対象に、新たに農耕地周辺の発生源に対し、より環境と調和した形でまん延防止が期待できる大量誘殺および集合フェロモン剤等を導入した機動的な防除技術の確立、農薬の適正使用等についての技術的支援を一体的に実施する。

◎植物防疫情報総合ネットワーク構築事業（拡充）

発生予察事業における情報伝達の迅速化を図るために構築した発生予察ネットワークを活用し、植物防疫関係情報を総合的・効果的に提供するため「植物防疫情報総合ネットワーク」を構築することとし、逐次確立・更新される新規病害虫の防除に関する情報および農薬登録情報等のデータベースを整備してきており、国の行う発生予察の高精度化が図られているところである。

これに加え、平成 13 年度からは、より高精度かつ迅速な発生予察情報の作成に資するため、病害虫防除員が収集する全国で約 8 万地点の発生状況情報を迅速に集計・提供できるシステムおよびその情報をシュミレーションモデルと連動させるシステムを構築する。

◎奄美群島等特殊病害虫特別防除対策事業費のうち

アリモドキゾウムシ根絶事業（組替新規）

奄美群島には、サツマイモの重要な害虫であるアリモドキゾウムシが発生しており、サツマイモの生産に多大な被害を与えているばかりでなく、植物防疫法によりサ

ツマイモ等の本土への移動が禁止されている。

また、サツマイモの産地である九州本土等においても、アリモドキゾウムシの侵入を警戒しており、サツマイモの安定的な生産と未発生産地の安全を確保するためには、奄美群島におけるアリモドキゾウムシを根絶する必要がある。

このため、根絶技術の確立を目指して平成 6 年度から、奄美群島の喜界島の一部地域において事業を実施してきたところである。

今般、不妊虫放飼法により根絶が可能との見通しが得られたため、平成 13 年度より、実証事業の成果を踏まえて奄美群島におけるアリモドキゾウムシ等の本格的な根絶事業に着手する。

◎農業生産総合対策のうち

農作物鳥獣被害測定マニュアル策定（新規）

野生鳥獣の適正な管理を行うことを目的とする特定鳥獣保護管理計画の策定が予定されている主な鳥獣および将来的には同計画の策定が想定される鳥獣の種類ごとに、同計画の策定予定地域等を重点的にモデル地域として設定した上で、これらによる農林業被害状況の特徴を把握し、被害測定法の技術マニュアル策定を図る。

◎農薬環境負荷低減処理技術開発事業（新規）

農業空容器、使用残農薬や種子消毒時に生じる農薬廃液の不適正な処理は、国民に農薬の危険性や環境影響への不安をもたらしてきたところである。

このため、循環型社会形成推進基本法の趣旨にのっとり、①再生利用が容易な農薬容器の開発、②農家等で保管されている使用残農薬の適正処理技術の開発、③水稻共同育苗施設等から生じる種子消毒時の農薬廃液処理技術の開発、などを推進する。

近刊予告

農薬概説 第四版 2000 年版

植物防疫全国協議会 編 B5 判 本文約 250 頁

定価 1,890 円税込み（本体 1,800 円） 送料実費

農薬に関する法律、農薬の一般的知識、農薬の安全性評価の仕組み、病害虫雑草防除の概論・農薬散布法・防除機、農薬の安全な使用法、販売業者・防除業者の責務など、農薬に関する正しい知識を解説したテキストです。研修会や農薬業界での新人教育に最適です。

お申し込みは直接当協会へ、前金（現金書留・郵便振替）で申し込むか、お近くの書店でお取り寄せ下さい。

社団法人 日本植物防疫協会 出版情報グループ 〒170-8484 東京都豊島区駒込 1-43-11

郵便振替口座 00110-7-177867 TEL (03) 3944-1561 (代) FAX (03) 3944-2103 メール: order@jppa.or.jp